

学校感染症について

* 学校感染症の種類<学校保健安全法施行規則第18、19条(2023年5月8日時点)>

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る) 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎 その他の感染症※1(下記参照)

* 出席停止期間と基準

○第一種の感染症・・・完全に治癒するまで

○第二種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない

インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザを除く)	発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症 (病原体がβコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)	発症した後(発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで * 軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

○第三種の感染症(その他の感染症を除く)・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

* 出席停止にならない感染症

欠席扱いとなる。ただし、感染状況により学校医が感染拡大のおそれがあると認めるときは、この限りではない。

第三種 その他の感染症	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(主としてロタウイルス・アデノウイルス・ノロウイルスによるウイルス性腸管感染症)、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)
----------------	--

注: 第三種感染症に分類されている「その他の感染症」は、前述の第二種並びに第三種の感染症と同様に、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を講じることができる疾患である。 ※1 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症